

洗濯付賃貸借契約 仕様書

1. 履行場所 独立行政法人地域医療機能推進機構 湯布院病院
2. 目的 独立行政法人地域医療機能推進機構 湯布院病院(以下 甲 という)洗濯付製品類の賃貸借について、この契約に定める条件に従い、洗濯付製品類を納品の上、本契約を履行し患者サービスの質的向上を図ることを目的とする。
3. 業務内容
独立行政法人地域医療機能推進機構 湯布院病院の洗濯付製品類の賃貸借
4. 賃貸借物品の内容等
別紙1.『独立行政法人地域医療機能推進機構 湯布院病院洗濯付賃貸借仕様等明細書』による。
5. 契約方法
上記4の洗濯付製品類仕様のもを1日1組賃貸した場合の金額及び不定期再生(別紙2.洗濯付製品類の洗濯及び 補修等の基準に定める定期の洗濯・補修を待たずに破汚損等の理由による洗濯付製品類の洗濯又は補修再生を行うこと)の金額について単価契約を締結する。
6. 必要基本基準寝具類組数
別紙1.『独立行政法人地域医療機能推進機構 湯布院病院洗濯付賃貸借仕様等明細書』 のとおりとする。
7. 賃貸借期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで(1年間)
8. 納品及び回収場所
納品は病院が指定する場所とする。
回収した洗濯付製品類の保管は病院が指定した場所とする。
9. 駐在員の配置と役割
 - ①円滑な洗濯付製品類の搬入・搬出及び連絡事項等を行うため、病院内に駐在員を配置させること。
 - ②駐在員は、毎日(日曜及び祝日を除く)各部門より持ち込まれた使用済み洗濯付製品類を上記8の場所に保管後、洗濯、消毒又は補修を行うため契約者(以下 乙 という)の工場等に搬出させること。
 - ③駐在員を含む乙の社員の院内における態度及び素行は、湯布院病院であることを充分理解し、施設管理、接遇等において患者に対し迷惑を掛けないように常に心掛けること。
10. 駐在員の控室及び作業室等
病院が指定した場所とする。
甲は、業務に必要な施設を無償貸与し、乙は善良な管理者の注意義務をもって適切に管理運営しなければならない。また、業務上必要な消耗品類及び光水熱費等については、甲の負担とする。業務以外の費用については、全て乙の負担とする。
11. 委託の禁止
検査衣・か-類の洗濯・消毒を第三者に委託してはならない。
- 12 自然災害・緊急時に迅速に対応するため、県内に工場を有するものとする。

13. 業務の質の確保

財団法人 医療関連サービス振興会による、『寝具類洗濯』の認定を受け、業務の質が確保されていること。

14. その他

- ① 病毒伝染の危険のある洗濯付製品類は、適切に消毒しなければならない。
- ② 病院の必要とする洗濯付製品類を常備し、常にその要求に応じて速やかに納品すること。
- ③ 夜間及び緊急交換用として、乙は各部門に所要組を常備すること。
- ④ 検査衣・カバー類倉庫に保管する洗濯付製品類については、湿気・害虫等の被害がないよう、必要な措置を講じておくこと。
- ⑤ 汚損・汚染した洗濯付製品類は、病院の指示に従い速やかに交換すること。
- ⑥ 洗濯付製品類の消毒については、平成5年2月15日付第14号厚生省健康政策局指導課長通知が定める基準に従い、適切に行わなければならない。
- ⑦ 契約開始前に業務内容について充分習熟することにより、契約開始後に混乱する事態を発生させないこと。